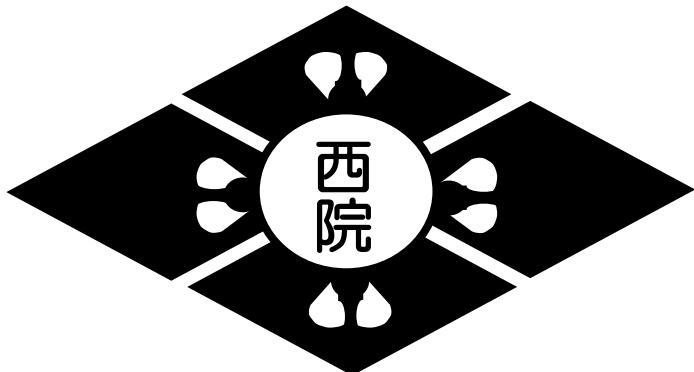


令和7年度

学校いじめ防止基本方針



京都市立西院小学校

1. 総則

(1) 目的

いじめは、時代によってその態様を変化させながら、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、場合によっては、子どもの生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。今日さまざまなもので教育問題、社会問題ともいべき事案が発生しており、その対応を教育に携わるもの全てで行っています。即ち、いじめの問題への対応は、全社会的観点から検討し対処していくべき重要な国民的課題といえます。

しかし、その対応については、認知件数の大きな差やいじめ定義の解釈の差など多くの問題を抱えているのが現状です。そのため、国や本市では、いじめに対する指導の基本方針を打ち出し、積極的な認知、いじめ定義の解釈の明確化、組織的な対応の徹底などを図っています。

そこで、本校でも、本方針を策定し、学校の中で、教職員が一体となり「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、いじめを「許さない」学校づくりを行うことから、目指す学校像である「子どもが毎日楽しく通える学校」を実現していきたいと願っています。

なおこの方針策定にあたっては、「いじめ防止対策推進法」や「京都市いじめの防止等に関する条例」に基づいて、検討・策定しています。

(2) 基本理念

西院小学校の教職員は、以下の行動理念をもって子どもの教育を行います。

- 「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という、一貫した強い信念をもちます。
- 教職員の言動が、子どもに大きな影響を及ぼすことを意識しながら指導します。
- いじめられている子どもの立場に立って、共感的に寄り添い組織的に対応します。
- 子どもの小さなサインを見逃さず、子どもの声にしっかりと耳を傾け、真剣に受け止める姿勢をもちます。
- 日頃から、子どもとのふれあいを大切にし、信頼関係の構築に努めます。
- 学校や子どもの様子を積極的に家庭や地域に情報発信し、学校と家庭、地域との連携を深めます。

2. いじめ対策委員会

(1) いじめ対策委員会

- ア 委員会名 西院小学校いじめ対策委員会
 - イ 構成メンバー（職名または校務分掌名）
 - 校長・教頭・副教頭・生徒指導主任・養護教諭・該当児童担任
 - 学年主任・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー
 - ※4月中にいじめ対策委員会のメンバーを児童生徒に紹介する。
 - ウ 開催時期
 - 毎月定例会を開催します。（緊急対応の場合は、構成メンバーを含め、この限りではありません）
 - エ 委員会として取り組む内容
 - 基本方針に基づく取組や行動理念・計画の確認等
 - 未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
 - 各学年の子どもの情報交換と課題の共有
 - いじめに関わる情報に対する支援や指導、および保護者との連携対応の確認
 - 重大事態に対する判断と対応
 - 関係機関、専門機関との連携対応
- ※会議の回数、実施時期については、後述の「年間計画」に記載

(2) 校内教職員研修の充実

- ア 校内研修の取組
 - 本校では、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。
 - 教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けるなど、教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研修を計画的に行います。
- イ 研修時期と内容
 - 校内で行う生徒指導研修会の場で行います。
 - 「西院小学校いじめ防止基本方針の徹底」「いじめに関するアンケート、クラスマネジメントシートの結果を基にした研修」「事例を基にした研修」等を内容とします。

(3) 子ども・保護者への周知

- こころの日（毎月10日）等を通じて子どもに紹介していきます。
- 学校だより、ホームページを通じて、保護者にいじめ対策委員会の紹介をしていきます。

3. 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学習環境の整備

- 既習事項の掲示
- 学習ルールの掲示（話し方・聞き方）
- 教室内の教材の整理

イ 授業改善

- 教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画を作成し、全ての子どもが分かる喜びと楽しさを実感できるよう、教材研究を行い、授業改善を図ります。
- 学校教育目標『夢に向かって自分を大切にし、他とのつながりを大切にできる子の育成～一人一人が輝き 愛される西院の子～』の具現化を行い、「生徒指導の実践上の4つの視点」（①自己存在感の感受 ②自己決定の場の提供 ③共感的な人間関係の育成 ④安全・安心な風土の醸成 ※以下「生徒指導の実践上の4つの視点」と表記）を意識した一人一人を大切にする授業を展開し、児童の自己指導能力を高めるように努めます。
- 全ての子どもに習得すべき基礎学力の定着を図ります。
- 授業の流れを明確にして、見通しをもって学習できるようにします。
- めあてをしづらり、達成感を味わえるような授業展開をめざします。

ウ 人権教育と道徳教育の融合

- 「人権教育」を推進し、道徳的実践力を育むため、あらゆる教育活動を通して人権教育と道徳教育の融合を図ります。
- 休日参観の機会を活かし、警察のスクールサポーターと連携を取りながら、「いじめは絶対に許されない」「命の大切さ」を含め、保護者とともに非行防止教室を開催します。
- 子どもの社会性を高め、互いのコミュニケーション能力の育成を目指し、ソーシャルスキル学習を充実します。
- 道徳の学習の充実を図り、規範意識を高めたり、人を大切にする心を育んだりします。

エ 体験活動の充実

- 長期宿泊学習や校外学習等の取組を通じて、仲間づくりを進めます。
- 学校行事や児童会活動等の取組を通じて、仲間づくりを進めます。
- 総合的な学習の時間や生活科等の取組を通じて、自他の生命を尊重する意識付けを図ります。

オ 子どもが自主的に行う活動の充実

- 5月「憲法月間」12月「人権月間」の取組を通じて、児童主体で、人権を守る意識を高めます。

- 12月に人権朝会を行った後、各学級で人権について考え、標語を作成したり作文を書いたりする等人権意識を高める活動を行います。
- 児童会を中心として、学校をよりよくする活動を行います。
- 異学年縦割り活動「にこにこグループ活動」を行い、望ましい人間関係を育成し、協力して問題を解決していくように努めます。
- 京（みやこ）キッズ会議に児童会より代表児童が参加し、いじめのない学校にするためにどんな取組を行えばよいか、児童が主体的に考える場を設けます。

カ 子どもへの働きかけ

- あいさつと姿勢（しっかり聴く・静かに待つ）を徹底します。
- 間違えても受け入れてもらえる、間違うことで学ぶことができるような安心して学習できる学級づくりをします。
- 全ての授業の中で、生徒指導の実践上の4つの視点を取り入れ、人権意識を育てる視点を重視した学習展開を構築します。
- 学校（学年）通信、ホームページの中で、子どもの優しさを発信していくようにします。
- 毎年、非行防止教室、ケータイ教室を開催します。
- 5月と12月の人権朝会の中で全校児童に、校長より講話を行います。

キ 保護者への呼びかけ

- 学級懇談会を通して、身近な人権問題を保護者とともに考える機会を設定します。
- 授業参観の機会を通じ、非行防止教室やケータイ教室を参観してもらうようにします。
- おたよりや参観授業などで、コミュニケーションツール（Line等）などの危険性を伝え、家庭でのルール作りを促します。

ク その他

- いじめに関するアンケートや子どもアンケートの集計と分析を行い、PDCAサイクルでの取組の見直しを図ります。
- 教職員間の情報交換に努め、全教職員で子どもたちを見守ります。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

ア 情報の集約と情報の共有

- 教職員は、子どもの小さなサインを見逃さず、子どもの声にしっかりと耳を傾けます。そこでつかんだ情報について共有を図ります。
- 生徒指導主任は、日常的に子どもたちの問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、詳細を把握し、「いじめ対策委員会」で情報を共有します。
- 「いじめ対策委員会」で共有された情報は、職員打ち合わせ等で、全教職員に伝達・共有します。

○重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急で開き、対応等を検討し、全教職員で共有します。

イ 子どもに対する定期的な調査

- 「いじめ記名式アンケート」を6月、11月に行います。
- 4年生～6年生については、6月と11月に「クラスマネジメントシート」を活用します。
- 学校評価の子どもアンケートの項目にいじめについての質問を入れます。

ウ 教育相談の実施

- スクールカウンセラーによる相談活動を行い、子どもや保護者に働きかけを行います。

エ その他

- 校区内の見回り活動を行い、子どもの安全確保と健やかな成長を目指します。
- 地域の協力を得ながら、声かけ運動を行い、多くの目で子どもの見守りを行うようにします。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

子どもから、いじめの発見や報告、訴えを受けたとき、また、教職員の見取りの中から、いじめに関係しそうなことがあったときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有します。そして、今後の対応について検討します。いじめを受けた子どもへの支援やいじめを行った子どもへの指導、保護者への連絡を速やかに行います。なお、重大事態の場合は、教育委員会をはじめ、関係機関や専門機関、警察等に連絡し、他機関とも連携しながら再発防止に努めます。

イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

(※巻末を参照)

- 子どもから、いじめの発見や報告、訴えを受けたときや、教職員の見取りの中から、いじめに関係しそうなことがあったときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有します。
- 周りの子どもへの関わりを把握します。
- いじめを受けた子どもと、その保護者に対する支援の体制をとります。
- いじめを行った子どもに対する指導と、その保護者に対する助言や指導の体制をとります。
- 周りにいた子どもに対しても、自分の問題として捉えさせ、必要に応じて学級集団や学年集団への指導を行い、再発防止に努めます。
- 重大事態の場合は、教育委員会をはじめ、関係機関や専門機関、警察等に連絡し、他機関とも連携しながら再発防止に努めます。

(4) ネットを通じて行われるいじめへの対応

- 子どもに情報モラルを身に付けられるようにするための指導を充実させ、強化を図ります。
- 全学年で情報モラルの授業を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深めます。

(5) 教職員の資質能力向上の取組

- 教職員一人一人が人権に対する感覚を鋭く保ち、アンテナを張ることで、子どもたちの様子を見守ります。
- 日々の学年会や打ち合わせなどの機会に子どもたちの様子について情報交換に努め、学年全体で子どもたちの指導にあたります。
- 生徒指導に関する研修会を設け、専門家の話を聞いたり、事例を検討したりするなどの研鑽に努めます。

(6) 「いじめ解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- 担任及び全教職員協力のもと、いじめに係る行為が継続していないか、3か月は見守りを続けていきます。
- いじめを受けた児童の心身の苦痛を見取るよう保護者との懇談等、連携を図ります。
- 個別に丁寧な聴き取りを実施し、個別及び全体に指導します。

4. 保護者・地域・関係機関との連携

ア 地域・家庭との連携の推進に向けて

- 西院青少年育成連絡協議会と連携し、パトロールの充実を図ります。
- 西院小学校 P T Aとの連携のもと、いじめ問題や「西院小学校いじめ防止基本方針」に対する理解を深めるため「家庭教育学級」での研修会を設定します。

イ 関係機関との連携の推進に向けて

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を密にし、日常的に情報交換を図ります。
- 児童相談所との連携も図り、いじめを受けた子ども、いじめを行った子どもの精神的ケアを十分に行います。
- いじめの事案によっては、警察との連携を密にし、いじめを受けた子どもの身の安全を最優先にします。

5. 重大事態への対処

ア 基本的な考え方

重大事態が発生した場合、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を京都市長に報告するとともに、その事態への対処および同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指

導および支援を得つつ、本校が調査主体となる場合は、本校の「いじめ対策委員会」で、質問票の使用その他の適切な方法により、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供します。

また、いじめを受けた子どもおよびその保護者に調査に関わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供します。

イ 重大事態が発生したときの対応

- 重大事態は法において、(①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。)と定義されていますが、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして報告・調査等にあたります。
- 本校が調査主体となる場合は、本校の「いじめ対策委員会」で、①事実関係を明確にするための調査。②必要に応じた適切な保護者への情報提供。③京都市教育委員会への調査結果の報告。④調査結果を踏まえた適切な措置。⑤同種の事態発生の防止に向けた取組の推進等を、速やかに行います。
- 京都市教育委員会が調査主体となる場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出等、調査への協力をします。

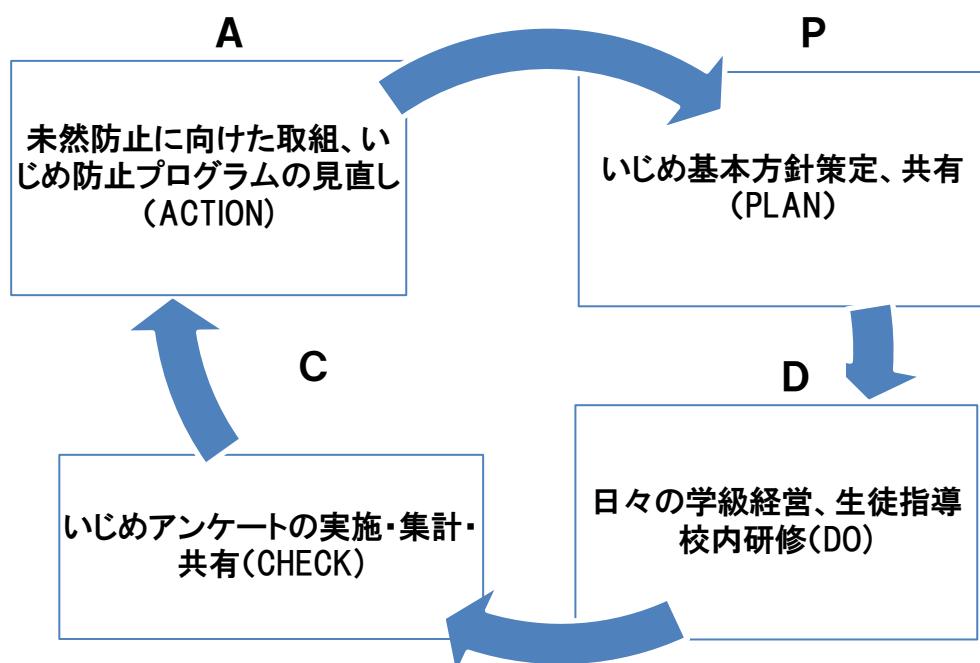
6. 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより行います。
ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合があります。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）や校内研修等の取組	未然防止の取組	早期発見、積極的認知の取組	保護者等への啓発関係機関との連携
4	定例会（1回） 職員会議「学校いじめ防止等基本方針」共通理解、SC・SSWについて共通理解 「いじめ防止プログラム P D C A サイクルの確認と共有」	学校のきまりについて学級での指導（こころの日（毎月10日）） いじめ対策委員会のメンバーを児童生徒に紹介する。		学校だより 持ち物についてのプリント配布 授業参観・学級懇談会
5	生徒指導校内研修会 「児童理解」 定例会（1回）	こころの日（毎月10日） 憲法朝会 なかよくなる会		学校だより 個人懇談会
6	定例会（1回）	こころの日（毎月10日）	クラスマネジメントシート・いじめ	学校だより 休日参観

			めアンケート(記名式) 教育相談	
7	定例会（1回） 「いじめ防止プログラムの見直しの共有 ① P D C A サイクル」	京（みやこ）キッズ会議	学校評価アンケート クラスマネジメント・いじめアンケート結果共有	学校だより 個人懇談会 ポスター発表会
8	生徒指導校内研修会 定例会（1回）			学校だより
9	定例会（1回）	こころの日（毎月10日） 風災記念日 6年修学旅行	学校評価分析結果報告	学校だより 人権参観・懇談会
10	定例会（1回）	こころの日（毎月10日）		学校だより スポーツフェスティバル
11	定例会（1回）	こころの日（毎月10日） 5年「長期宿泊学習」山の家	クラスマネジメントシート・いじめアンケート（記名式） 教育相談	学校だより
12	定例会（1回） 「いじめ防止プログラムの見直しと確認 ② P D C A サイクル」	こころの日（毎月10日） 人権朝会	学校評価アンケート クラスマネジメント・いじめアンケート結果共有	学校だより 個人懇談会 ポスター発表会
1	定例会（1回）	こころの日（毎月10日）		学校だより 授業参観
2	定例会（1回）	こころの日（毎月10日）	学校評価分析結果報告	学校だより 授業参観・懇談会 ポスター発表会
3	定例会（1回） 「いじめ防止プログラムの見直しの共有 ③ P D C A サイクル」 年間総括	こころの日（毎月10日）		学校だより

年間計画における PDCA サイクル



《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

